

環境基本条例の体系

1.条例制定の趣旨・指針（前文）

本県の環境特性及び環境に関する認識を記述するとともに、持続的発展が可能な豊かで美しい山形県の構築を目指し、県民、事業者及び行政が協力しあい、環境の保全及び創造に関する取組を進めることを決意

2.総則(第1章)

- (1)目的(第1条)
現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与
- (2)基本理念(第3条)
 - ①良好な環境の保全・創造と将来世代への継承
 - ②環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
 - ③人と自然との共生の確保
 - ④地球環境保全の積極的な推進

- (3)各主体の責務について
 - ①県民の責務(第4条)
 - ②事業者の責務(第5条)
 - ③行政の責務(第6条、7条)
- (4)法制上又は財政上の措置等(第8条)

3.環境の保全及び創造に関する基本的施策等(第2章)

- (1)施策の基本方針(9条)
- (2)環境計画(10条)
- (3)年次報告(11条)
- (4)施策の策定等に当たっての配慮(12条)
- (5)環境影響評価の推進(13条)
- (6)環境の保全上の支障を防止するための規制の措置(14条)
- (7)環境の保全上の支障を防止するための誘導的措置(15条)
- (8)化学物質の適正管理(16条)
- (9)環境の保全上の支障を防止するための施設の整備等の推進(17条)
- (10)水と緑の保全及び創造(18条)
- (11)野生動植物の保護等への配慮(19条)
- (12)景観の保全及び創造等(20条)

- (13)環境美化の推進(21条)
- (14)里山の環境保全の機能等の維持(22条)
- (15)環境保全型農業の促進(23条)
- (16)資源の循環的な利用等の促進(24条)
- (17)エネルギーの効率的利用等の促進(25条)
- (18)調査及び研究の実施等(26条)
- (19)監視、測定等の体制の整備(27条)
- (20)環境への負荷の低減に資する産業の育成(28条)
- (21)地球環境保全の推進(29条)
- (22)環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等(30条)
- (23)民間団体等の環境保全活動の促進及び支援(31条)
- (24)情報の提供(32条)

4.環境の保全及び創造に関する施策の推進体制等(第3章)

- (1)県民等との連携体制の整備等(33条)
- (2)国及び他の地方公共団体との協力(34条)